

特集

病気の治療と仕事の両立支援

キャリアをあきらめないために

「病気の治療と仕事の両立支援」の背景と展開	森 晃爾
国による治療と仕事の両立支援の推進	厚生労働省労働基準局治療と仕事の両立支援室
治療と仕事の両立支援—事業者に期待される役割と実際	上原 正道
中小企業における両立支援の取り組み	吉川 悦子
がん治療と仕事の両立支援—医療機関に期待される役割と実際	高橋 都
両立支援における医育機関の役割	立石清一郎
両立支援における地域資源とその活用	松本 陽子, 他
両立支援を支える人材養成の取り組み—治療就労両立支援事業の現状と課題	本田 優子, 他

新・視点

公衆衛生は地域活動の方向を決める羅針盤	柳 尚夫
---------------------	------

列島ランナー・142

精神疾患を抱える患者さんと家族が自分らしく過ごすためのオンライン支援	加藤美和子
------------------------------------	-------

科学技術イノベーション・8

ICT(情報通信技術)が変える公衆衛生	松原 史朗
---------------------	-------

お知らせ

医師・歯科医師・薬剤師の資格をお持ちの皆さまに届出のお願い

本年は、2年に1度の届出年です

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、2年に1度12月31日現在における住所地、従業地、従事している業務の種別等、医師法、歯科医師法、薬剤師法で規定されている事項について、当該年の翌年1月15日までに厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられています。

本年はその届出年に当たりますので、所定の届出票に記入のうえ、原則として住所地の保健所へ提出をお願いします。複数の従事先がある場合は、1枚の届出票に主たる従事先および従たる従事先の記載をお願いします。また、12月31日現在就労していない場合であっても、届出票の提出漏れのないようにお願いします。

この届出により得られる行政記録情報を活用して公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を行い、その集計結果は今後の厚生労働行政の重要な基礎資料となります。

また、2年ごとに届出を行わないと「医師等資格確認検

索システム」に氏名等が掲載されませんのでお忘れなく届出をお願いします。

■届出があった方は、以下の検索システムに掲載されます。

・医師等資格確認検索システム(医師・歯科医師)
https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/

なお、届出票の用紙は最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードをお願いします。

・厚生労働省ホームページ
ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療
>医療>医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/sanshi_todokede.html

厚生労働省